

大和郡山市耐震シェルター設置工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震による住宅の倒壊の被害から市民の命を守るため、市民が行う耐震シェルターの設置に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震シェルター」とは、住宅内に設置することにより、地震で当該住宅が倒壊した場合でも居住者の命を守る機能を有する構造物であり、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震シェルター設置者(耐震シェルター設置の対象となる住宅の所有者)
- (2) 市税(市民税、固定資産税、軽自動車税)を滞納していない者。

(補助対象住宅)

第4条 耐震シェルター設置の対象となる住宅は、昭和56年5月31日以前に着工された市内に所在する個人用木造住宅で、耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0未満であると判定された住宅とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、耐震シェルターの本体及びその設置に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき15万円を限度額とする。ただし、補助金の交付は一回に限るものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類により、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震シェルター設置工事費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 交付申請額の算出方法(様式第2号)
- (3) 耐震シェルター設置見積書
- (4) 対象住宅の付近見取図及び写真
- (5) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類等の写し
- (6) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類等の写し
- (7) 市税状況申出書(様式第3号)
- (8) シェルター設置場所を表示した住宅の平面図
- (9) 耐震診断報告書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書等の提出があった場合において、速やかにその内容を審査して補助金の交付の是非について決定し、耐震シェルター設置工事費補助金交付決定通知書(様式第4号)又は耐震シェルター設置工事費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(変更等の承認の申請)

第9条 申請者は、変更等の承認を受けようとするときは、耐震シェルター設置工事費補助金変更承認申請書(様式第6号)に、積算根拠となる書類その他市長が必要と認める資料を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業を中止しようとするときは、あらかじめ耐震シェルター設置工事費補助金事業中止承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(耐震シェルター設置工事の着手)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、補助金の交付決定日以降にシェルター設置工事に着手するものとする。

(完了報告)

第11条 交付対象者は、シェルター設置工事が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日又は当該工事完了の日以降最初に到来する3月31日のいずれか早い日までに、シェルター設置工事完了報告書(様式第8号。以下「完了報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) シェルター設置工事の工事請負契約書の写し
- (2) シェルター設置工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真
- (3) 精算内訳書(様式第9号)
- (4) シェルター設置工事に要した経費にかかる領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第12条 市長は、前条に規定する完了報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付額を決定し、シェルター設置工事費補助金交付額確定通知書(様式第10号。以下「確定通知書」という。)により交付対象者に対して通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 交付対象者は、前条の確定通知書を受領したときは、シェルター設置工事費補助金交付請求書(様式第11号。以下「請求書」という。)により、市長に対して決定された補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受領した日から30日以内にこれを交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付申請の内容又は、市長が付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 前項の規定に基づき補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の交付を受けた者に対して、その返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を求められたときは、補助金の交付を受けた者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。